浜田市協働のまちづくり推進条例(案) 条の構成変更

	<u>パブリックコメント時</u>			<u>条例(案)</u>
第1章	総則		第1章	総則
第1条	目的		第1条	目的
第2条	定義		第2条	定義
第3条	基本理念		第3条	基本理念
第2章	市民等の権利及び役割		第2章	市民等の権利及び役割
第4条	市民等の権利		第4条	市民等の権利
第5条	市民等の役割		第5条	市民等の役割
第3章	市の役割		第3章	市の役割
第6条	市の役割	←	第6条	市の役割
第7条	市職員の育成及び参画促進		第7条	市職員の育成及び参画促進
第4章	協働のまちづくり		第4章	市民参画
第8条	協働のまちづくりの推進		第8条	市民参画の対象
第9条	事業者及び高等教育機関との連携		第9条	市民参画の方法
第10条	情報の共有		第5章	地域協議会
第11条	市民参画の対象		第10条	地域協議会の設置
第12条	市民参画の方法		第11条	地域協議会の所掌事項
第13条	人材育成		第12条	地域協議会の組織
第5章	地域協議会		第13条	地域協議会の委員の任期等
第14条	地域協議会の設置		第14条	委任
第15条	地域協議会の所掌事務		<u>第6章</u>	協働のまちづくりの推進
第16条	地域協議会の組織		第15条	協働のまちづくりの推進
第17条	地域協議会の委員の任期等	\\ \	第16条	まちづくりに関する情報の共有
第18条	委任		第17条	人材育成
第6章	まちづくり活動の推進		第18条	地区まちづくり推進委員会による推進
第19条	地区まちづくり推進委員会による推進		第19条	まちづくり活動団体による推進
第20条	まちづくり活動団体による推進		<u>第20条</u>	市による推進
第21条	まちづくり活動団体との協働		第21条	推進体制
第22条	まちづくり活動の拠点		第22条	協働のまちづくりの活動拠点
第7章	条例の検証		第23条	事業者の協力
第23条	推進体制		第24条	高等教育機関との連携
第8章	雑則		第7章	雑則
第24条	条例の見直し		第25条	条例の見直し
第25条	その他		第26条	その他

浜田市協働のまちづくり推進条例(案)見直し内容

	条例(案)【パブリックコメント】		条例(案)【議会提案】
	令和2年9月 日(条例第 号)		令和2年9月 日(条例第 号)
目次		目次	
前文		前文	
第1章	総則	第1章	総則
第1条	目的	第1条	目的
第2条	定義	第2条	定義
第3条	基本理念	第3条	基本理念
第2章	市民等の権利及び役割	第2章	市民等の権利及び役割
第4条	市民等の権利	第4条	市民等の権利
第5条	市民等の役割	第5条	市民等の役割
第3章	市の役割	第3章	市の役割
第6条	市の役割	第6条	市の役割
第7条	市職員の育成及び参画促進	第7条	市職員の育成及び参画促進
第4章	<u>協働のまちづくり</u>	第4章	市民参画
第8条	協働のまちづくりの推進 (<mark>第15条へ)</mark>		
第9条	事業者及び高等教育機関との連携(第23条・第24条へ)		
第10条	情報の共有(第16条へ)		
第11条	市民参画の対象	第8条	市民参画の対象
第12条	市民参画の方法	第9条	市民参画の方法
第13条	人材育成(第17条~)		
第5章	地域協議会	第5章	地域協議会
第14条	地域協議会の設置	第10条	地域協議会の設置
第15条	地域協議会の所掌事 <u>務</u>	第11条	地域協議会の所掌事 <u>項</u>
第16条	地域協議会の組織	第12条	地域協議会の組織

	条例(案)【パブリックコメント】		条例(案)【議会提案】
第17条	地域協議会の委員の任期等	第13条	地域協議会の委員の任期等
第18条	委任	第14条	委任
第6章	まちづくり活動の推進	第6章	協働のまちづくりの推進
		第15条	協働のまちづくりの推進(第8条から)
		第16条	まちづくりに関する情報の共有 (第10条から)
		第17条	人材育成(第13条から)
第19条	地区まちづくり推進委員会による推進	第18条	地区まちづくり推進委員会による推進
第20条	まちづくり活動団体による推進	第19条	まちづくり活動団体による推進
第21条	<u>まちづくり活動団体との協働</u> (<mark>第20条へ統合)</mark>		
		第20条	市による推進(新規)(第6条・第21条から)
		第21条	推進体制 (第23条から)
		第22条	協働のまちづくりの活動拠点
第22条	まちづくり活動の拠点	第23条	事業者の協力 (第9条第1項から)
		第24条	高等教育機関との連携 (第9条第2項から)
<u>第7章</u>	条例の検証		
第23条	推進体制 (第21条へ)		
<u>第8章</u>	雑則	<u>第7章</u>	雑則
第24条	条例の見直し	第25条	条例の見直し
第25条	その他	第26条	その他
附則		附則	
(別表)		(別表)	

前文

私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、 石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの 観光資源を有した島根県西部の中核都市です。

平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度<u>を</u> 採用し、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り 組んできました。

こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区 制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。

これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人が、お 互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合い ながら、自分の地域や市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自ら参 画することが必要です。

また、市にも市民_との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづくりに参画できるよう、<u>わ</u>かりやすい市政運営と、市民_とのさらなる連携と協力が求められます。

前文

私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、 石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの 観光資源を有する島根県西部の中核都市です。

平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度<u>に</u>より 、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。

こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区 制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。

これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人が、お 互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合い ながら、自分の地域や市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自ら参 画することが<u>求められます</u>。

また、市にも市民等との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづくりに参画できるよう、分かりやすい市政運営と、市民等とのさらなる連携と協力が求められます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。
 - (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
 - (3) 市民等 市民、まちづくり活動団体及び事業者をいう。
 - (4) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。
 - (5) 地区まちづくり推進委員会 地域のまちづくり活動を行うため

条例(案)【議会提案】

ここに、私たちの願いである「全ての人が一体となった持続可能<u>で</u>元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民<u>等</u>と市による<u>地域の個性を活かした</u>協働のまちづくりを更に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。
 - (2) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。
 - (4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
 - (5) まちづくり活動団体 地域のまちづくりを行うため、自治会、

- <u>、自治会、町内会その他当該地域で活動する各種団体が自主的に</u> 組織する団体のうち、市長が認定したものをいう。
- (6) まちづくり活動団体 <u>地区まちづくり推進委員会その他のまちづくり活動を行う団体であって、</u>政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。
- (7) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。

(基本理念)

- 第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」 という。)に基づき推進しなければならない。
 - (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、_____ まちづくりに_____ 積極的に取り組むこと。
 - (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
 - (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
 - (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

第2章 市民等の権利及び役割

(市民等の権利)

第4条 市民等は、<u>市政や</u>まちづくりに参画<u>する</u> 権利を有する。

条例(案)【議会提案】

<u>町内会その他当該地域で活動する各種団体のうち、</u>政治活動又は 宗教活動を主たる目的としないものをいう。

- (6) 地区まちづくり推進委員会 <u>まちづくり活動団体のうち、その</u> 地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定し たものをいう。
- (7) 市民等 市民、事業者及びまちづくり活動団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」 という。)に基づき推進しなければならない。
 - (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
 - (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
 - (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
 - (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

第2章 市民等の権利及び役割

(市民等の権利)

第4条 市民等は、_____まちづくりに参画し<u>、意見を述べる</u>権利を有する。

- 2 市民等は、市政やまちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- 3 市民等は、市政に対して意見を述べる権利を有する。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であること を認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え 、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、<u>市政及び</u>まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする

第3章 市の役割

(市の役割)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等が<u>市政</u>について自ら考え、参画することができるよう、必要とする_____ 情報を積極的に提供するものとする。
- 2 市は、市民等に<u>市政</u>について分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする
- 3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、<u>市政</u>に反映するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発に努めるものとする。
- 5 市は、まちづくりの推進及び地域の個性に配慮した上で必要とな

条例(案)【議会提案】

2 市民等は、 まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であること を認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え 、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、______まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする

第3章 市の役割

(市の役割)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等が<u>まちづくり</u>について自ら考え、参画することができるよう、必要とする<u>まちづくりに関する</u>情報を積極的に提供するものとする。
- 2 市は、市民等に<u>まちづくり</u>について分かりやすく説明するととも に、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする
- 3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、<u>まちづくり</u>に反映するよう努めるものとする

(第4項・第5項・第6項は第20条へ【12ページ】)

る人的、技術的、財政的な支援等を行うものとする。

6 市は、各所属において積極的に協働を推進するとともに、所属を 超えた取り組みについても推進していくよう努めるものとする。

(市職員の育成及び参画促進)

- 第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、___職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。
- 2 ____職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりへ参画するよう努めるものとする。

第4章 協働のまちづくり

(協働のまちづくりの推進)

第8条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、 及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう 努めるものとする。

(事業者及び高等教育機関との連携)

- 第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとし、市民等及び市は、これとの連携を図るものとする。
- 2 高等教育機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学及び大学院を含む。)及び専修学校をいう。)は、教育若しくは研究又はこれらに関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとし、市民等及び市は、これとの連携を

条例(案)【議会提案】

(市職員の育成及び参画促進)

- 第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、<u>市の</u>職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。
- 2 市の職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

第4章 市民参画

(第8条は第15条へ【11ページ】)

(第9条第1項は第23条へ【13ページ】)

(第9条第2項は第24条へ【13ページ】)

条例(案)【パブリックコメント】	条例(案)【議会提案】
図るものとする。	
(情報の共有)	
第10条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづ	(第10条は第16条へ【11ページ】)
くりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、そ	
の情報の共有に努めるものとする。	
2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に関心を	
持ち、共有するよう努めるものとする。	
(市民参画の対象)	(市民参画の対象)
<u>第11条</u> 市は、	<u>第8条</u> 市は、 <u>まちづくりに関する</u> 次に掲げる事項を行おうとするとき
きは、市民等がこれに対する意見を述べ、又は	は、 <u>その内容を公表し、</u> 市民等がこれに対する意見を述べ、又は提
提案することができる機会を設ける <u>よう努める</u> ものとする <u>。</u>	案することができる機会を設けるものとする。 <u>ただし、</u>
	軽易な変更又は改正については、この限りではない。
(1) <u>市の</u> 基本構想、基本的事項を定める計画及び <u>それら</u> の実施計画	(1) <u></u> 基本構想、基本的事項を定める計画及び <u>これら</u> の実施計画
の策定、変更又は廃止	の策定、変更又は廃止
(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止	(2) 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止
ア 市の基本的な方針を定める条例	<u> </u>
<u>イ</u> 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税及び国民	
健康保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収	
に関するものを除く。)_	
(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の	(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の
策定、変更又は廃止	策定、変更又は廃止
(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更	(4)公共施設等の設置に関する <u>基本</u> 計画の策定、変更
又は廃止	又は廃止

(市民参画の方法)

- 第12条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することができる機会は、<u>次に掲げるもののうち、効果的であると認められるも</u>のとする。
 - (1) 審議会等での審議等
 - (2) パブリックコメントの実施
 - (3) 説明会の開催
 - (4) アンケートの実施
 - (5) ワークショップの開催
 - (6) その他市長が必要と認める方法

(人材育成)

- 第13条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び 合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。
- 2 市民等と市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする。

第5章 地域協議会

(地域協議会の設置)

第14条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、<u>別表による</u>地域ごとに地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事項)

第15条 地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該 地域に係る以

条例(案)【議会提案】

(市民参画の方法)

第9条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することがで きる機会は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 審議会等での審議等
- (2) パブリックコメントの実施
- (3) 説明会の開催
- (4) アンケートの実施
- (5) ワークショップの開催
- (6) その他市長が適当と認める方法

(第13条は第17条へ【11ページ】)

第5章 地域協議会

(地域協議会の設置)

第10条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、<u>別表に掲げる</u>地域ごとに地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事項)

第11条 地域協議会は、その属する

地域に係る次

条例(案) 【パブリックコメント】 条例(案)【議会提案】 下の 事項について 審議し、答申するものとする。 に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができ る。 (1) 総合振興計画その他これに準ずるものとして市長が認める計 (1) 総合振興計画その他これに準ずる 画の進捗状況に関する事項 画の進捗状況に関する事項 (2) 市の重要施策に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 2 前項に掲げるもののほか、地域協議会は、その属する地域に係る 次に掲げる施策等について協議し、市長に意見を述べることができ る。 (1) 中山間地域振興対策に関する事項 (2) 中山間地域振興対策に関する事項 まちづくりに関する事項 (3) 一体的なまちづくりに関する事項 (4) 市の重要施策に関する事項 (3) その他地域協議会が必要と認める事項 (5) その他地域協議会が必要と認める事項 2 市長は、前項の意見を尊重し、施策等に反映するよう努めるもの とする。 (地域協議会の組織) (地域協議会の組織) 第16条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。 第12条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづく 2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづく り推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された り推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された 者のうちから市長が委嘱する。 者のうちから市長が委嘱する。 (地域協議会の委員の任期等) (地域協議会の委員の任期等) 第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合におけ 第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合におけ る補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 る補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員の再任は、妨げないものとする。 2 委員の再任は、妨げない

条例(案)【パブリックコメント】	条例(案)【議会提案】
3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職 を失う。	3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職 を失う。
(委任) 第18条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第14条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第6章まちづくり活動の推進	第6章 <u>協働の</u> まちづくりの推進
(第8条から【7ページ】)	(協働のまちづくりの推進) 第15条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し 、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進する ものとする。
(第10条から【8ページ】)	(まちづくりに関する情報の共有) 第16条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報を共有するよう努めるものとする。 2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に関心を
(第13条から【9ページ】)	持ち、共有するよう努めるものとする。 (人材育成) 第17条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。 2 市民等及び市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の 育成に努めるものとする。

(地区まちづくり推進委員会による推進)

第19条 地区まちづくり推進委員会は、当該地区の個性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及び他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に<u>協力して取り組むなど、協働のまちづくりを推進するものとする。</u>

(まちづくり活動団体による推進)

- 第20条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識、特性を活かし、 まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 まちづくり活動団体は、<u>市民等に対し</u>積極的に_____ 情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が 市民等に理解されるよう努めるものとする。
- 3 まちづくり活動団体は、<u>様々な</u>まちづくり活動団体との交流及び 連携を図り、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり活動団体との協働)

- 第21条 市は、まちづくり活動団体の活動を市民等に積極的に周知するものとする。
- 2 市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり活動団体に 対し適切な支援を行うものとする。

(第6条第4項~第6項から【6ページ】)

条例(案)【議会提案】

(地区まちづくり推進委員会による推進)

(まちづくり活動団体による推進)

- 第19条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識<u>及び</u>特性を活かし、 まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 まちづくり活動団体は、<u>積極的にまちづくりに関する情報を発信し</u>、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が 市民等に理解されるよう努めるものとする。
- 3 まちづくり活動団体は、<u>他の</u>まちづくり活動団体との交流及び 連携を図るよう努めるものとする。

(第21条は第20条へ統合)

<u>(市による推進)</u>

- 第20条 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発を行う ものとする。
- 2 市は、<u>地域の実情に配慮した上で、協働のまちづくりの推進に必</u>要となる人的、技術的又は財政的な支援等を行うものとする。

条例(案)【パブリックコメント】	条例(案)【議会提案】
	3 市は、各所属において積極的に協働のまちづくりを推進するとと
	もに、所属を超えた取組についても推進するものとする。
	(推進体制)
(第23条から【13ページ】)	第21条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗
	状況について検証するための組織を置くものとする。
(まちづくり活動の拠点)	(協働のまちづくりの活動拠点)
第22条 市は、これまで社会教育・生涯学習の推進の拠点としていた	第22条 市は、 社会教育・生涯学習の推進の拠点である
公民館に、 まちづくり活動を推進する役割を持たせるととも	公民館に、協働のまちづくり を推進する役割を加え、その活動
に、まちづくり活動の拠点として、施設の整備及び充実を図るもの	拠点として、施設の整備及び充実を図るものとする
<u></u> とする。	0
	(事業者の協力)
(第9条第1項から【7ページ】)	第23条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図る
	とともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの
	推進に努めるもの <u>とする。</u>
- (第9条第1項から【7ページ】)	(高等教育機関との連携)
(第9末第1項がり【1*・・ン】)	<u>(同等教育機関との連携)</u> 第24条 市民等及び市は、高等教育機関(学校教育法(昭和22年法律
	第26号)に規定する大学(大学院 及び短期大学を含む。)及び専
	関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与することができるよう
	努めるものとする。
第7章 条例の検証	

条例(案)【議会提案】

(推進体制)

第23条 市は、この条例の周知及び啓発を図り、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。

第8章 雑則

(条例の見直し)

第24条 市長は、<u>必要に応じて</u>この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

表 (第14条関係)

<u>名称</u>	区域			
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛			
	市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、			
	片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸			
	ケ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、			
	長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、			

(第23条は第21条へ【13ページ】)

第7章 雑則

(条例の見直し)

第25条 市長は、_____この条例の施行の状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

(その他)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

表 (第10条関係)

地域	区域			
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛			
	市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、			
	片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸			
	ケ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、			
	長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、			

条例(案)【パブリックコメント】		条例(案)【議会提案】		
	高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、		高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、	
	長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町		長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町	
	、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町		、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町	
	、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫟田原町、田		、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫟田原町、田	
	橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国		橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国	
	分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町		分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町	
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原	金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原	
	、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町		、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町	
	七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国		七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国	
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ	旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ	
	内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町		内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町	
	来尾、旭町市木		来尾、旭町市木	
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大	弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大	
	坪、弥栄町稲代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小		坪、弥栄町稲代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小	
	坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町		坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町	
	田野原		田野原	
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河	三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河	
	内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町		内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町	
	向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三		向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三	
	隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、		隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、	
	三隅町室谷、三隅町芦谷		三隅町室谷、三隅町芦谷	